

北海道再犯防止推進会議（釧路）地域会議 各構成団体の取組等

資料6(別紙3)

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
1	釧路保護観察所	17名	<p>・釧路保護観察所においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」及び「再犯防止推進計画」に基づき、「誰一人取り残さない」更生保護行政を実現するための取組として、各種施策を推進している。</p> <p>主なものとして、</p> <p>①2020年（令和2年）までに刑務所出所者を雇用している協力雇用主の数を3倍（約1,500事業者）にするという数値目標（宣言：犯罪に戻らない・戻さない）達成に向けた就労支援の充実強化 →令和元年10月1日時点で、1,500者を超え、数値目標を達成した。</p> <p>②再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画の策定の推進 →特に、管内4市に向けて、地方再犯防止推進計画の策定と、策定期間を明らかにすることについて依頼した。</p> <p>③保護司適任者の確保に向けた取組の推進 →保護司組織と連携し、広報活動等を中心とした取組を実施して一定の成果を上げたものの、本年2月1日現在で管内保護司定数860名に対し、現員766名という状況にある。</p>	<p>・昨年12月23日に犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」が決定されたことから、同プランで決定された成果目標の達成に向けた取組を進めることが求められているところ、そのためには、関係機関や地方自治体等とのさらなる連携の強化が必要である。</p>	
2	帯広刑務所 釧路刑務支所	—	<p>・再犯防止のためには、「居場所（帰住先）」と「出番（就労）」の確保が必要であるが、そのためには、地域の関係機関との連携や協力が欠かせない。</p> <p>地域の関係機関の方々に連携や協力を得るためには、現在の刑務所等を十分に理解してもらう必要があることから、本年1月17日（金）釧路市役所及び民間協力団体等に対して施設見学会を実施した（総勢26名）</p> <p>参加機関は、市役所、保護観察所、更生保護施設及び介護施設等であったが、見学会を通して、市役所が策定する地域再犯防止推進計画に関し、刑務所、少年鑑別所との具体的な連携を明記いただくこと、帰住先等のない釈放者に対して、市役所や民間協力団体等から更なる協力や支援をいただき、居場所を確保することで、再犯防止を推進しようと計画したものである。</p> <p>今後は、保護観察所やハローワーク等と十分に協議を重ねながら、地域の協力雇用主を開拓し、就労先の確保も推進することで、更なる再犯防止推進に向けての働きかけを行いたい。</p>	—	

北海道再犯防止推進会議（釧路）地域会議 各構成団体の取組等

資料6(別紙3)

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
3	釧路少年鑑別支所	8名	配付資料3参照	—	
4	釧路市	約2500名	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設「慈徳会」との連携 「慈徳会」入所中及び退所後の生活保護申請受付。 ・刑務所出所者の養護老人ホーム入居に係る手続き等の支援。 ・更生保護施設「慈徳会」及び、釧路地区保護司会への事業費補助の実施。 	—	
	釧路市教育委員会 教育支援課	約27名	<ul style="list-style-type: none"> ・“社会を明るくする運動”釧路市推進委員会では、「犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となること」について、市民の理解が得られるよう、“社会を明るくする運動”の推進に取り組んでいます。 ○第69回“社会を明るくする運動”内閣総理大臣メッセージ伝達式 並びに街頭啓発 日時 令和元年7月6日 11:45～ 場所 イオンモール釧路昭和 参加者 174名 	・再犯の防止の重要性や必要性について、市民の関心と理解を十分に得られている状態ではなく、国や道、関係機関と連携を図りながら取組を推進していく必要がある。	
5	釧路保護司会連合会	2名 ・ 構成会員数 約760名	<ul style="list-style-type: none"> ・道内4カ所にある保護観察所管轄の保護司（3,000人）が組織されている北海道地方保護司連盟を上部団体として、釧路保護観察所管轄の、道東地区（釧根・十勝・北網）16地区保護司会（保護司約760人）を傘下に組織されている。釧路保護司会連合会として、再犯防止施策の推進に向けての取組については、組織内での諸会議を開催する中で、釧路保護観察所の指導の下に勉強会や北海道が開催するセミナーや講演会への参加等を通して会員の共通の認識を深め、管内地区保護司会と、地方公共団体との連携を深めるための窓口の確保を先行課題として取り組み、犯罪を再び犯すことが無いことを最大の責務として、保護司活動に専念できる体制の確保と、保護観察対象者が、地域で居場所（居住）や出番（就労）が確保される施策が、組み込まれることを基本とされる再犯防止推進計画への取り組みに参画していきたい。 	—	

北海道再犯防止推進会議 (釧路) 地域会議 各構成団体の取組等

資料6(別紙3)

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
6	更生保護法人 釧路更生保護協会	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司会連合会や更生保護女性会、BBS会、更生保護施設などの関係機関の諸活動に助成を行うとともに、刑務所出所者等に対して、就労時の身元保証を得る際の必要経費の援助や身元保証システムによる補償などの就労支援事業、構成援助金を給・貸与する一時保護事業など、自立更生に必要な保護を行っている。 また、「社会を明るくする運動」には助成を行うとともに、更生保護機関誌「道東更生」の社月号を運動のスタートに合わせて発行し、啓発に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの活動を引続き進めていくための資金作りは、各地域の多くの協力員の努力に支えられているものであるが、景気の低迷が続く状況の中で、いかに賛助会員や一般寄付者を獲得していくかが課題となっている。 	
7	特定非営利活動法人 道東就労支援 事業者機構	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所出所者等が再犯、再非行に陥らないためには、雇用協力事業主の理解のもとでの安定した就労生活が必要であり、協力いただける事業主を支援するものとして、給与等支払いの一部助成や身元保証の制度があることなどを紹介するとともに、雇用のノウハウ等についての事例研究会などを行っている。 ・一方、刑務所出所者等へは、就労先までの交通費や緊急の生活資金、資格取得や住居確保に要する経費の一部助成などの直接支援を行うほか職場体験や就労支援セミナー等、就労意欲を高める機会の提供にも努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当機構の運営基盤の確立のために、機構の目的に賛同して入会する事業者・団体の増加を図ることが求められているとともに、雇用事業主の登録業種が圧倒的に建設関連業種であることから、支援対象者の希望に沿った求人の開拓も喫緊の課題となっている。 	
8	釧路BBS会	約17名	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動での啓発活動 ・児童養護施設釧路まりも学園での雪合戦大会 ・釧路市ボランティア連絡協議会での活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数減少 ・会の存続意義の希薄化 	

北海道再犯防止推進会議 (釧路) 地域会議 各構成団体の取組等

資料6(別紙3)

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
9	更生保護法人 釧路慈徳会	約6名	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者との接触を密にし、社会生活における秩序の維持、金銭管理の適正、福祉施策の適用、退所先の確保等入所者それぞれの必要に応じた指導、助言を行っている。 ・就労先の確保を支援し、自立に向けた対応を強化している。 ・関係団体と連携を密にし、入所者の社会復帰に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、高齢障害者等の入所者が増加し、医療機関の受診を必要とする入所者が大半で、重症者も含まれており、処遇困難事例の一つとなっている。 	
10	北海道地域生活定着支援釧路センター	約3名	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設を退所した高齢者や障がい者の方が、地域社会に復帰するための支援と上手く繋がらず、自立した生活に困難を来さないように、保護観察所と協働しながら、必要な福祉サービス等が受けられるよう支援を行うことにより、再犯防止に繋げ、地域の中で安心して暮らしていけるよう支援しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定着支援センターの役割がなかなか認知されず、刑務所出所者への偏見等もあり、対象者の方の居場所作り、住居の確保に苦慮している。今後も、保護観察所、行政、医療、福祉関係機関等との連携を密にすることが必要である。 	
11	釧路公共職業安定所	約81名	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路公共職業安定所では刑事施設に収容されている者及び保護観察対象者への就労の確保により、更生改善を図り再犯防止につとめている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、前歴を開示する支援対象者へマッチングできる求人が少ないことから、協力雇用主への働きかけを行い、求人開拓などを実施できるよう準備中である。 	
12	北海道教育庁 釧路教育局	41名	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路教育局では、管内教育の充実発展のため、教育施策の推進に取り組んでいる。 ・管内教育推進の重点項目として、学校へは、危機管理体制の強化のため「学校安全（生活、交通、災害など）に関する教育の充実」を、子どもたちへは、豊かな情操な道徳心を育む「学校や家庭における読書活動や多様な体験活動」や、「道徳性を育む『考え、議論する道徳』への質的転換を図る授業改善」を推進している。 ・加えて社会教育の分野において、家庭・地域のボランティア等を行う方々に講演する機会に、再犯防止の取組に協力することを伝えられるよう取り組みたい。 	—	

北海道再犯防止推進会議 (釧路) 地域会議 各構成団体の取組等

資料6(別紙3)

整理番号	名称	会員又は職員数等	活動内容等		備考
			主な取組	主な課題	
13	北海道警察 釧路方面本部 (生活安全課)	約24名	<ul style="list-style-type: none"> 当課は、特に「子供対象・暴力的性犯罪」を抑止するために学校や町内会、関係機関等と連携して、見守り活動を行っています。 また、過去に性的犯罪で検挙され、再犯率の高い者については、積極的に把握して、本人と面接し、社会復帰をしてもらうよう対策をしています。 	—	
14	(捜査課)	約35名	<ul style="list-style-type: none"> 当課では、各警察署と連携して、強盗や性犯罪、窃盗等の刑法犯、薬物使用者等の特別法犯の犯罪取締りを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止に関し、再犯率が高い薬物犯罪を初めとする犯罪情勢を各団体に対し情報提供するなどして連携を図って再犯防止に取組む必要がある。 	
15	北海道警察 北見方面本部 (捜査課)	35名	<ul style="list-style-type: none"> 取組みとして、薬物乱用防止に関する広報啓発活動や企業、学校等における薬物乱用防止に関する講話を実施しているほか、北海道で所管している薬物乱用防止対策北海道推進本部や北海道薬物乱用防止指導員連合協議会への参画等を通じて、関係機関との連携を図っている。 取組みとして、北海道暴力追放センター、暴力団離脱者支援協議会等の関係機関・団体と連携の上、暴力団の離脱支援、暴力団離脱者の社会復帰対策の推進を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 一つ目の課題は、薬物依存対策関係機関の連携強化である。 二つ目の課題は、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導である。 	